

6月定例教育委員会会議 議事録

令和元年6月20日  
午前10時30分開会  
さんくす3番館4階大会議室

出席委員

原田勝 教育長  
大谷佐知子 委員  
安達友基子 委員

谷口学教育長職務代理者  
和泉慎次 委員  
福田知弘 委員

出席説明員

橋本敏子 学校教育部長  
大江慶博 教育監  
植田聡 学校教育部長指導室長兼務  
生駒靖子 教育政策室長  
草場敦子 教育センター所長  
古谷俊彦 行政経営部総括参事  
市川泉 教育政策室参事  
小西正晃 まなびの支援課長  
林野優子 地域教育部参事  
坂原元一 文化財保護課長  
曾谷俊弘 まなびの支援課長代理

木戸誠 地域教育部長  
道場久明 学校教育部次長教育総務室長兼務  
落俊哉 地域教育部次長  
橋本健一 保健給食室長  
前田隆男 青少年室長  
中村美和 教育総務室参事  
中井建志 指導室参事・指導主事  
長八七代 中央図書館長  
桑名裕子 地域教育部参事  
一之瀬和彦 少年クリエイティブセンター館長

記者

上田祥代 教育政策室主幹

6月定例教育委員会会議 議事録

午前10時30分 開会

原田勝教育長

ただ今から6月定例教育委員会会議を開催いたします。  
署名委員に和泉委員を指名いたします。  
記録者に上田教育政策室主幹を指名いたします。  
本日の傍聴席の数について事務局から説明してください。

市川泉教育政策室参事

本日の傍聴席の設置可能数は10席でございます。現在の傍聴希望者数は3名です。

原田勝教育長

それでは、本日の傍聴は10名まで許可したいと思いますが、いかがでしょうか。

全委員

異議なし。

原田勝教育長

異議なしと認め、本日の傍聴は10名まで許可します。

— 傍聴者入場 —

原田勝教育長

それでは、議事日程に従いまして、日程第1 報告第2号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

中村美和教育総務室参事

日程第1 報告第2号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」御説明申し上げます。

本件は、6月1日付けの人事発令につきまして、吹田市教育委員会の権限に属する事務の教育長に対する委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づき臨時に代理いたしましたので、御報告を申し上げます。

対象者につきましては、議案書の5ページを御覧ください。

令和元年6月1日付け人事発令につきましては、当該職員について、市長事務部局への出向の人事発令をしたものでございます。

以上、よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

原田勝教育長

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

全委員

異議なし。

原田勝教育長

異議なしと認め、報告第2号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」を承認します。

原田勝教育長

次に、日程第2 報告第3号「吹田市立吹田第二小学校校舎大規模改造1期工事（建築工事）請負契約の締結について」から日程第15 報告第16号「吹田市立高野台中学校校舎大規模改造1期工事（建築工事）請負契約の締結について」までを一括して議題とします。

事務局の説明を求めます。

古谷俊彦行政経営部総括参事

日程第2 報告第3号「吹田市立吹田第二小学校校舎大規模改造1期工事（建築工事）請負契約の締結について」から日程第15 報告第16号「吹田市立高野台中学校校舎大規模改造1期工事（建築工事）請負契約の締結について」までを一括して御説明申し上げます。

報告第3号から報告第16号まで、議決すべき契約案件に関わる、教育委員会の意見聴取について、吹田市教育委員会の権限に属する事務の教育長に対する委任等に関する規則第4条第2項の規定により臨時に代理しましたので御報告いたします。

これらの契約案件につきましては、本年5月10日及び14日に請負者が決定したもので、学校運営に支障をきたさないよう、夏季休業日を最大限に活用して工事を行うため、5月末までの契約の締結が必要であることから、地方自治法第179条第1項の規定により、5月24日付けでその契約の締結について市長専決処分を行い、本年6月臨時市議会にて報告し、御承認いただいたもので、一括して、その内容を御説明申し上げます。

なお、これら14件の報告案件に関わります予算につきましては、先の2月市議会におきまして、御可決賜ったものでございます。

恐れ入りますが、議案書9ページ、10ページをお願いします。

専決第2号、吹田市立吹田第二小学校校舎大規模改造1期工事の建築工事につきましては、校舎の外壁改修、内装改修、防水改修、建具改修及び外構工事を実施しようとするもので、請負金額は146,547,500円、請負者は株式会社ビックでございます。

続きまして、23ページをお願いします。

専決第3号、吹田市立吹田第三小学校屋内運動場大規模改造工事の建築工事につきましては、屋内運動場の外壁改修、内装改修、防水改修及び建具改修工事を実施しようとするもので、請負金額は144,848,000円、請負者は株式会社タイキョーでございます。

続きまして、33ページ、34ページをお願いします。

専決第4号、吹田市立吹田東小学校校舎大規模改造2期工事の建築工事につきましては、校舎の外壁改修、内装改修、防水改修及び建具改修工事を実施しようとするもので、請負金額は168,187,800円、請負者は株式会社田中組でございます。

続きまして、47ページ、48ページをお願いします。

専決第5号、吹田市立千里第二小学校校舎大規模改造2期工事及び同校屋内運動場大規模改造工事の両建築工事につきましては、校舎、屋内運動場の外壁改修、内装改修、防水改修及び建具改修工事を実施しようとするもので、請負金額は339,018,900円、請負者は株式会社エーユーでございます。

続きまして、63ページ、64ページをお願いします。

専決第6号、吹田市立佐井寺小学校校舎大規模改造2期工事の建築工事につきましては、校舎の外壁改修、内装改修、防水改修、建具改修及び外構工事を実施しようとするもので、請負金額は201,319,800円、請負者は株式会社江坂でございます。

続きまして、77ページ、78ページをお願いします。

専決第7号、吹田市立山田第二小学校校舎大規模改造1期工事及び同校トイレリニューアル工事の両建築工事につきましては、校舎の外壁改修、内装

改修及び建具改修工事並びにトイレリニューアル工事を実施しようとするもので、請負金額は152,267,500円、請負者は株式会社鴨建興業でございます。

続きまして、95ページ、96ページをお願いします。

専決第8号、吹田市立山田第五小学校校舎大規模改造2期工事及び同校2棟校舎外壁改修工事の両建築工事につきましては、校舎の外壁改修、内装改修、防水改修及び建具改修工事を実施しようとするもので、請負金額は214,992,800円、請負者は吉丸建設工業株式会社でございます。

続きまして、109ページ、110ページをお願いします。

専決第9号、吹田市立高野台小学校校舎大規模改造1期工事の建築工事につきましては、校舎の外壁改修、内装改修、防水改修及び建具改修工事を実施しようとするもので、請負金額は180,001,800円、請負者は株式会社倉岡工務店でございます。

続きまして、121ページをお願いします。

専決第10号、吹田市立片山中学校屋内運動場大規模改造工事の建築工事につきましては、屋内運動場の外壁改修、内装改修、防水改修、建具改修及び外構工事を実施しようとするもので、請負金額は149,083,000円、請負者は守山建設株式会社でございます。

続きまして、131ページ、132ページをお願いします。

専決第11号、吹田市立佐井寺中学校校舎大規模改造2期工事の建築工事につきましては、校舎の外壁改修、内装改修、防水改修及び建具改修工事を実施しようとするもので、請負金額は145,365,000円、請負者は三栄建設株式会社でございます。

続きまして、145ページ、146ページをお願いします。

専決第12号、吹田市立豊津中学校校舎大規模改造4期工事の建築工事につきましては、校舎の外壁改修、内装改修、防水改修及び建具改修工事を実施しようとするもので、請負金額は195,961,700円、請負者は岩本工業株式会社でございます。

続きまして、159ページ、160ページをお願いします。

専決第13号、吹田市立山田東中学校校舎大規模改造2期工事の建築工事につきましては、校舎の外壁改修、内装改修、防水改修及び建具改修工事のほか太陽光パネル基礎工事を実施しようとするもので、請負金額は185,328,000円、請負者は株式会社入谷住研でございます。

続きまして、173ページ、174ページをお願いします。

専決第14号、吹田市立千里丘中学校屋内運動場大規模改造工事及び同校トイレリニューアル工事の両建築工事につきましては、屋内運動場の外壁改修、内装改修、防水改修、建具改修及び外構工事並びに校舎のトイレリニューアル工事を実施しようとするもので、請負金額は213,367,000円、請負者はエフワイ土木株式会社でございます。

続きまして、189ページ、190ページをお願いします。

専決第15号、吹田市立高野台中学校校舎大規模改造1期工事の建築工事

につきましては、校舎の外壁改修、内装改修、防水改修及び建具改修工事を実施しようとするもので、請負金額は146,993,000円、請負者は森繁建設株式会社でございます。

なお、以上14件の参考資料としまして、それぞれに、請負者の営業の沿革、主たる工事の経歴、貸借対照表、損益計算書、配置図、平面図を添付しておりますので、御参照の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

原田勝教育長  
全委員

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

原田勝教育長

異議なしと認め、報告第3号「吹田市立吹田第二小学校校舎大規模改造1期工事（建築工事）請負契約の締結について」から、報告第16号「吹田市立高野台中学校校舎大規模改造1期工事（建築工事）請負契約の締結について」までを承認します。

原田勝教育長

次に、日程第16 報告第17号「吹田市立図書館協議会委員の解嘱について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

桑名裕子地域教育部参事

日程第16 報告第17号「吹田市立図書館協議会委員の解嘱について」御説明申し上げます。

図書館協議会委員の解嘱につきましては、吹田市教育委員会の権限に属する事務の教育長に対する委任等に関する規則第4条第2項の規定により、令和元年5月31日付けで委員の解嘱について臨時に代理しましたので御報告するものでございます。

被解嘱者の久保存様は家庭教育の代表として委嘱しておりましたが、令和元年5月31日付で辞任届が提出されたため、同日付で解嘱したものでございます。理由は推薦団体の役員改選によるものでございます。

なお、後任の委員につきましては、吹田市PTA協議会より御推薦をいただき、本日の日程第17、議案第10号で提案させていただきます。

以上、簡単な御説明ですが、報告のとおり御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

原田勝教育長  
全委員

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

原田勝教育長

異議なしと認め、報告第17号「吹田市立図書館協議会委員の解嘱について」を承認します。

原田勝教育長

次に、日程第17 議案第10号「吹田市立図書館協議会委員の委嘱について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

桑名裕子地域教育部参事

日程第17 議案第10号「吹田市立図書館協議会委員の委嘱について」御説明申し上げます。

このたび委嘱いたしますのは、欠員補充の1名について委嘱するものでございます。

恐れ入りますが、205ページの被委嘱者名簿を御覧ください。

中村新平様は、吹田市PTA協議会より御推薦をいただきました。吹田市PTA協議会副会長で、選出区分は、家庭教育関係者でございます。

なお、委嘱期間につきましては、令和元年6月21日から前任者の残任期間であります、令和元年11月30日まででございます。

今回の委嘱に伴いまして委員構成は、男性6名、女性4名になります。

以上、簡単な御説明でございますが、御審議いただきまして、議案のとおり御承認いただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第10号「吹田市立図書館協議会委員の委嘱について」を承認します。

次に、日程第18 議案第11号「吹田市地区公民館長の委嘱について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

日程第18 議案第11号「吹田市地区公民館長の委嘱について」御説明申し上げます。

今回の地区公民館長の委嘱につきましては、新任1名の方について委嘱するものでございます。

恐れ入りますが、209ページの吹田市地区公民館長被委嘱者名簿を御覧ください。

西山田地区公民館の久野恵里子様は、現在、当該地区公民館事務員として、地域で御活躍中の方でございます。

委嘱期間につきましては、令和元年7月1日から、令和2年3月31日までの9か月間でございます。

館長の委嘱期間につきましては、吹田市地区公民館長委嘱要領第4条により、2年以内としております。

また、現在、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行に伴い、令和2年4月1日から、公民館長の職を会計年度任用職員として任用することを検討していることから、そのような場合にも対応できるように、委嘱期間を令和2年3月末日までとさせていただきます。

今回の被委嘱者は、地区公民館の区域内にお住まいの方でございまして、地区公民館の企画運営委員の皆様からも御推挙いただいております。

今回の委嘱によりまして、地区公民館長の男女別館長数は、男性が17名、女性が12名で変更はございません。

以上、簡単な説明でございますが、御審議いただき、御承認いただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第11号「吹田市地区公民館長の委嘱について」を承認します。

原田勝教育長  
全委員

原田勝教育長

原田勝教育長

曾谷俊弘まなびの支援課長代理

原田勝教育長  
全委員

原田勝教育長

原田勝教育長

次に、日程第19 議案第12号「吹田市立博物館協議会委員の解嘱について」及び日程第20 議案第13号「吹田市立博物館協議会委員の委嘱について」を一括して議題とします。

事務局の説明を求めます。

坂原元一文化財保護課長

日程第19 議案第12号「吹田市立博物館協議会委員の解嘱について」及び日程第20 議案第13号「吹田市立博物館協議会委員の委嘱について」を一括して御説明申し上げます。

まず、議案第12号、吹田市立博物館協議会委員の解嘱につきまして、御説明申し上げます。

被解嘱者は、玉置英歳様でございます。推薦団体である吹田市PTA協議会の役員改選により、辞任届が提出されたものでございます。

続きまして、議案第13号、吹田市立博物館協議会委員の委嘱につきまして、御説明申し上げます。

奥野詩穂様は、選出区分は、社会教育関係者で、吹田市PTA協議会の副会長でございます。吹田市PTA協議会から御推薦をいただきました。

任期につきましては、令和元年6月21日から、令和元年10月31日まででございます。

今回の委嘱によりまして、吹田市立博物館協議会委員の男女別委員数は、男性が10名、女性が3名で合計13名となります。

以上、簡単な説明でございますが、御審議いただき、御承認いただきますようお願い申し上げます。

原田勝教育長  
全委員

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

原田勝教育長

異議なしと認め、議案第12号「吹田市立博物館協議会委員の解嘱について」及び議案第13号「吹田市立博物館協議会委員の委嘱について」を承認します。

原田勝教育長

次に、日程第21 議案第14号「吹田市立青少年クリエイティブセンター運営審議会委員の委嘱について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

一之瀬和彦青少年クリエイティブセンター館長

日程第21 議案第14号「吹田市立青少年クリエイティブセンター運営審議会委員の委嘱について」を御説明申し上げます。

このたび、委嘱いたします運営審議会委員は、委員15名のうち、昨年8月に委嘱いたしました市民公募委員2名を除く13名が、本年6月30日をもって任期満了となることから、新たに委嘱するものです。

恐れ入りますが、次のページの被委嘱者名簿を御覧ください。

はじめに、学校教育関係者に該当される方ですが、第二中学校校長の由上正幸様、岸部第一小学校校長の三宅友子様、岸部第二小学校校長の矢田俊也様は、吹田市立学校校長会より御推薦をいただきました。

次に、社会教育関係者に該当される方ですが、大原猛様は、吹田市青少年対策委員会連絡協議会より御推薦をいただきました。

大橋善正様は、吹田市青少年指導員会より御推薦をいただきました。

金子久美子様は、吹田市PTA協議会より御推薦をいただきました。

次に、市内の公共的団体の代表者に該当される方ですが、大庭健様は、吹田市民生・児童委員協議会より御推薦をいただきました。

原田謹造様、森ゆみ様は、吹田市きしべ地域人権協会より御推薦をいただきました。

次に学識経験者に該当される方ですが、狩俣正雄様は、現在、大学教授をされています。

上坂純朗様は、小学校の校長をされていた方です。

前田都様は、小学校の校長をされていた方です。

手島肇様は、現在、大阪府立吹田高等学校の校長をされています。

以上の委員で、任期は令和元年7月1日から令和3年6月30日までの2年間です。

今回の委嘱により、委員数は、女性5名、男性10名の計15名となります。

以上、簡単な説明ではございますが、御承認いただきますようお願い申し上げます。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第14号「吹田市立青少年クリエイティブセンター運営審議会委員の委嘱について」を承認します。

次に、日程第22 教育長報告を議題とします。

内容は、「吹田市いじめに係る重大事態調査委員会の答申について」です。事務局の説明を求めます。

日程第22 教育長報告事項「吹田市いじめに係る重大事態調査委員会の答申について」指導室より説明させていただきます。

議案書223ページを御覧ください。

本市小学校において平成29年3月に認知したいじめ事案について、教育委員会の附属機関として設置した、吹田市いじめに係る重大事態調査委員会に対して、同年10月25日に諮問を行いました。この度、令和元年6月12日に答申として調査結果報告を受けましたので、御報告させていただきます。

まず1点目、調査によって認定できる事実及び本件におけるいじめについて御説明いたします。

224ページを御覧ください。

今回の事案は、被害児童も加害児童らも、共に低学年時に起きた出来事であり、記憶の再現には自ずと限界がある等の理由から正確に知ることは困難としつつも、調査委員会において合理的に認定できる範囲で事実認定を行った結果、長期間にわたり、被害児童が加害児童らから数々のいじめ行為を受けていた事実を認定されました。

229ページを御覧ください。

加害児童らが被害児童に行った行為は、暴力、暴言、脅し、自宅への侵入

原田勝教育長  
全委員  
原田勝教育長

原田勝教育長

中井健志指導室参事・指導主事

等で、232ページに、これらの行為は、全て心理的又は物理的な影響を与える行為であると認めて差し支えないとされています。

また、被害児童が負った足の裂離骨折、心的外傷後ストレス障害は、加害児童の行為によるものと考えられ、心因性視力障害は、本件いじめによって生じたとされています。

次に2点目、239ページからは、調査から見えてきた問題点として、学校や市教育委員会の対応や連携について、御指摘いただいております。

学校の対応では、①日常の安全管理体制づくりが出来ていなかったこと、②学校生活アンケートの取扱いが各教員に委ねられていたこと、③いじめに対する組織体制が構築されていなかったこと、④発覚後、被害児童保護者への真摯な謝罪や学校の方針や方策の提示がなかったこと、⑤発覚後、加害児童保護者への丁寧で十分な説明を行うべきだったこと、⑥保護者会では、被害及び加害児童保護者に事前に説明し、謝罪するとともに、概要や今後の方針の説明を行うべきだったことが問題としてあげられています。

市教育委員会の対応では、244ページより、①いじめ発覚後の初期対応について、学校に対して積極的な指導や助言が必要だったこと、②被害児童保護者からの第三者委員会設置の要望に対して、十分な検討をすべきであったことがあげられています。

また、連携については、245ページより、①スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）等の専門家と学校とが連携出来ていなかったこと、②市教育委員会が、SCやSSW等の専門家を緊急派遣すべきだったこと、③子ども家庭センター等の他機関との連携方法に問題があったことなどです。

最後に3点目、248ページからは、調査から見えてきた問題点を改善するための方策等、7つの提言をいただきました。

学校・市教育委員会は、この提言を真摯に受け止め、答申を受けた当日または翌日に、被害・加害児童保護者や全保護者に対して、本報告書の説明をし、事案生起後からこれまで取り組んできたことを踏まえつつ、今後の対応方針7点を作成し、説明いたしました。

なお、この方針は、短い期間で作成したものであり、今後、さらに報告書を読み込み、被害及び加害児童保護者と十分な協議を進めてまいります。

①被害児童が少なくとも義務教育を終えるまで、被害児童や保護者のニーズを踏まえ、学校とともに学校体制や心のケアに取り組み、責任を持って引き継ぐこと。

②加害児童に対しては、保護者と連携しながら継続的に指導するとともに、更生し未来ある道を進めることが出来るよう学校の取組を支援すること。

③学年全体に対する支援は、被害及び加害児童保護者の意向も踏まえながら検討し、継続的な支援を行うこと。

④いじめのない学校づくりは、事案生起後、既に行われてきた取組を点検し、必要な指導・助言を行い、校内研修等、学校の積極的な取組を促していくこと。

⑤いじめに対する組織体制については、同じ過ちを繰り返さないためにも、本案件を学校と共に、今一度振り返り、現在行っている取組を徹底すること。

⑥SCやSSW等の専門家や子ども家庭センター等の関係機関とは、これまで以上に連携を強化し、事案を生起させないこと、万一、生起した時も適切な指導を行うこと。

⑦本提言内容が実際に履行されているか、吹田市いじめ・不登校・虐待防止対策委員会で定期的に確認、検証するとともに、学校訪問で現状を把握することを進めてまいります。

なお、答申の翌日13日には、臨時校長指導連絡会を開き、いじめに係る校内研修の充実やいじめに対する組織体制等、再度、指導の徹底を行いました。

また、市長、議員、関係室課等にも報告や連絡を既にさせていただいております。

最後になりますが、市教育委員会としましては、この調査結果を重く受け止め、吹田市内の54校に在籍する全ての児童生徒が安心して学校生活を送れるよう努めてまいります。

また、いじめは、どの学校でも起こることを踏まえ、このような重篤な事案が二度と起こらないよう、調査委員会からの指摘事項について一つひとつ丁寧に検証しながら、十分な対応ができなかった要因を明らかにし、同種事案の再発防止に向けて、取り組んでまいります。以上でございます。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

ただ今、調査報告書の説明を伺いましたが、被害児童の現在の状況を今一度、説明してください。

被害児童保護者の御協力のもと、3年生から現在に至るまで、被害児童は学校に登校出来ています。

学校の問題点として、アンケートの取扱いについてあげられています。アンケートについて、もう少し詳しく説明してください。

平成28年3月当時の吹田市いじめ防止基本方針には、いじめの早期発見の取組として、児童生徒に対する学校生活アンケート等による定期的な調査や、児童生徒との個別面談、その他必要な取組を行うことを明記しており、学校生活アンケートを活用した積極的ないじめの認知については、校長・教頭指導連絡会や生徒指導主事会等のあらゆる場面で指導しておりました。

具体的には、生活アンケートを年3回以上の実施や、複数人による複数回のチェック、3年間の保管期限等です。

当該校では、どのような取扱いになっていたのですか。また、報道では、現在も漏れがあるように伝えられていますが、今は改善されていますか。

平成27年当時は、各教員に委ねられており、複数のチェックや保管期限もありませんでした。現在は、いじめ対応について徹底した組織的対応を実施しており、学校独自のマニュアルを作成し、複数人による複数回のチェックや、保管場所・期限についても共通認識を持って実施されています。

保護者集会での質問で、「アンケートに書いたはずなのに、連絡がなかつ

原田勝教育長  
和泉慎次委員

中井健志指導室参事・指導主事

大谷佐知子委員

中井健志指導室参事・指導主事

大谷佐知子委員

中井健志指導室参事・指導主事

た」との報道がありますが、その案件を当時、学校が既に対応していたことを確認しております。

谷口学教育長職務代理者

吹田市教育委員会の問題点として、第三者委員会の設置についてあげられていますが、もう少し詳しく説明してください。

中井健志指導室参事・指導主事

吹田市いじめ・不登校・虐待防止対策委員会では、本事案を重大事態として捉え、いじめ行為の全貌を明らかにするため、学校主体で調査を進めてまいりました。

被害・加害児童の年齢が低いこと、被害児童が少しずつ思い出した内容を加害児童に迅速に確認する必要があることから、学校が主体になることが、全貌を明らかにすることに繋がると考えたためであり、中間的な報告書作成の時点では、現時点では第三者委員会を立ち上げる必要はないとお伝えしておりましたが、国の重大事態に対するガイドラインに沿って、被害児童保護者の要望を受け、聞き取りの主体は学校が継続しながらも、同時に第三者委員会を立ち上げ、学校や市教育委員会に対する調査や再発防止策を専門的に調査してもらうことにより、より早い時期での御報告ができたと痛感しております。

谷口学教育長職務代理者

全貌を明らかにすることに学校現場をはじめ、教育委員会で注力していたようですが、結果的に第三者委員会の設置が遅れたことは事実であり、今後の改善策は、どのように考えられていますか。

中井健志指導室参事・指導主事

第三者委員会の設置を速やかに決定しても、職能団体に委員の推薦をお願いし、委員が決定するまでに時間を要することが課題と考えております。

谷口学教育長職務代理者

第三者委員会を立ち上げるに当たって、平成29年7月下旬に第三者委員会を立ち上げた方がいいのではないかという方針になって、条例改正と補正予算案については、8月24日に教育委員会で議決して、その後、10月12日に委員の委嘱の決定をしたという経過があり、一回目の第三者委員会は10月下旬に開催となりました。必要な手続きを行うことで、遅くなってしまったというのは事実だと思うのですが、常設化をしていかなければ、結局第三者委員会が迅速に対応していただけるということは難しいのではないかと思うのですが、そのあたりについて説明してください。

中井健志指導室参事・指導主事

規則の改正や常設に伴う予算の拡充など関係部局と協議を行い、実現に向け努力してまいります。

福田知弘委員

被害児童と保護者に対する、市教育委員会の方針をもう少し詳しく聞かせてください。

中井健志指導室参事・指導主事

被害児童が少なくとも義務教育を終えるまで、被害児童や保護者のニーズを踏まえ、学校とともに学校体制や心のケアに取り組みます。

具体的には、担任だけではなく、全教職員で被害児童の日々の様子を把握、共有し、高いアンテナで安心・安全に毎日の学校生活を過ごせるよう見守ることを今後も継続します。

また、被害児童及び保護者の了解を前提に、進学する中学校、更には高等学校に対して、被害児童が安心して学校生活を過ごせるように、責任を持って引き継ぐ所存であります。

福田知弘委員  
中井健志指導室参事・指導主事

加害児童と保護者に対する、市教育委員会の方針はいかがでしょうか。  
加害児童に対しては、心理的な孤立感や疎外感を与えることがないようにするなど一定の教育的配慮のもとに、今一度、いじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他者の痛みを理解できるようにする指導を、保護者と連携しながら継続的に行なうこと、また、更生し未来ある道を進めることが出来るよう学校の取組を支援します。

安達友基子委員

市教育委員会の今後の方針について説明していただきましたが、事案認知後の平成29年4月から今までの間の、学校や市教育委員会の取組を教えてください。

中井健志指導室参事・指導主事

学校では、SSWのコーディネートのもと、学校いじめ基本方針を毎年更新し、生活アンケート取扱いを含めたいじめに対応する委員会を整備しました。また、いじめ研修を年間複数回実施し、いじめ相談窓口の追加と周知を行っています。

次に、市教育委員会は学校に対して、管理職や生徒指導主事へのいじめ研修を行い、指導主事や学校問題解決支援員が学校訪問し、取組を確認しています。

また、市教育委員会では、いじめ・不登校・虐待防止対策委員会を整備するとともに、関係機関との連携を強化し、スクールロイヤー（SL）を設置して、学校からの相談やいじめ研修に御尽力いただいております。

また、学校からのいじめ報告様式を更新し、市全体として同様のいじめ認知ができる体制に取り組んでいます。

安達友基子委員

第三者委員会を常設化するという話も出ていたかと思いますが、もちろんそれだけでは解決に繋がらないので、これから取り組んでいく内容を具体的に示してください。

中井健志指導室参事・指導主事

第三者委員会の常設化以外に、全庁的な会議体の創設、SSWの拡充、仮称いじめ解決支援員の 신설、はがき投函による、いじめSOSカード等を検討中です。

谷口学教育長職務代理者

提言7にあるように、今後は、本提言内容が実際に履行されているかが非常に大切だと思います。定期的な確認、検証等についてももう少し詳しく説明してください。

中井健志指導室参事・指導主事

吹田市いじめ・不登校・虐待防止対策委員会で定期的に確認し、実施状況について検証を行います。また、指導主事や支援員等の学校訪問で、現状を把握したいと考えています。

原田勝教育長

このような重篤な事態が二度と起こらないよう、今の説明にもありましたが、我々も心して取り組んでいきたいと思っております。そして、教育委員会として対応し、行動してまいります。

これで教育長報告を終わります。

原田勝教育長

それでは、これもちまして本日の議事日程を終了いたしましたので、6月定例教育委員会会議を閉会いたします

閉会 午前11時10分